

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「国民」と総称する。）が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、もって我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資することを目的とすること。

（第一条関係）

第二 定義

- 一 「森林整備等」とは、次に掲げる活動をいうこと。
- （第二条第一項関係）
- (1) 森林の整備
 - (2) 緑化の推進
 - (3) 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力
- 二 「緑の募金」とは、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であって、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするものをいうこと。

(第二条第二項関係)

第三 基本理念

森林整備等は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の世代にわたって人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならないこと。

(第三条関係)

第四 啓発活動

国及び地方公共団体は、森林及び樹木の果たしている役割の重要性についての国民の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(第四条関係)

第五 都道府県緑化推進委員会

一 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、二に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限って、二に規定する業務を行う者として指定することができるものとする。

(第五条関係)

二 一の指定を受けた者(以下「都道府県緑化推進委員会」という。)は、当該都道府県の区域において、
緑の募金による寄附金を用いて、次に掲げる業務を行うものとする。 (第六条関係)

(1) 緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。

(2) 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者に対して交付金の交付を行う
こと。

(3) 森林整備等の事業を行うこと。

(4) 森林整備等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 都道府県緑化推進委員会には、その業務の運営に関する重要事項を調査審議するため、森林整備等に
関する学識経験を有する者によって構成する運営協議会を置くものとする。 (第七条関係)

四 都道府県緑化推進委員会の事業計画書及び収支予算書、事業報告書及び収支決算書、区分経理並びに
監督に関し所要の規定を整備すること。 (第八条から第十二条まで及び第二十四条関係)

第六 国土緑化推進機構

一 農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、二に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限って、二に規定する業務を行う者として指定することができるものとする。

(第十三条関係)

二 一の指定を受けた者(以下「国土緑化推進機構」という。)は、緑の募金による寄附金及び第七の三の規定により交付される寄附金を用いて、次に掲げる業務を行うものとする。(第十四条関係)

(1) 緑の募金並びに緑の募金による寄附金及び第七の三の規定により交付される寄附金の管理を行うこと。

(2) 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者のうち国土緑化推進機構による助成を受けることが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに対して交付金の交付を行うこと。

(3) 森林整備等の事業のうち国土緑化推進機構が行うことが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものを行うこと。

- (4) 都道府県緑化推進委員会相互の連絡及び業務の調整を行うこと。
- (5) 都道府県緑化推進委員会に対する指導及び助言を行うこと。
- (6) 都道府県緑化推進委員会の業務に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (7) 森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。

三 国土緑化推進機構には、その業務の運営に関する重要事項を調査審議するため、森林整備等に関する学識経験を有する者によって構成する運営協議会を置くものとする。

(第十五条において準用する第七条関係)

四 国土緑化推進機構の事業計画書及び収支予算書、事業報告書及び収支決算書、区分経理並びに監督に関し所要の規定を整備すること。

(第十五条において準用する第八条から第十二条まで及び第二十四条関係)

第七 緑の募金

- 一 緑の募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならないこと。(第十六条関係)
- 二 国土緑化推進機構は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、当該緑の募金を行おうとする地域の属す

る都道府県の都道府県緑化推進委員会の意見を聴かなければならないこと。 (第十七条関係)

三 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付するものとする
こと。 (第十八条第一項関係)

四 都道府県緑化推進委員会は、三に定めるところによるほか、農林水産省令で定める用途に用いる場合
を除き、緑の募金による寄附金を、第五の二に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使
途に用いてはならないこと。 (第十八条第二項関係)

五 国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び三の規定により交付された寄附金を、第六の二に規
定する業務の実施に要する経費に充てること以外の用途に用いてはならないこと。
(第十八条第三項関係)

六 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、それぞれの
運営協議会の意見を聴いて、当該緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の用途についての計
画を定め、これを公告するとともに、都道府県緑化推進委員会にあっては都道府県知事に、国土緑化推
進機構にあっては農林水産大臣に、これを届け出なければならないこと。

(第十九条及び第二十二条において準用する第十九条関係)

七 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金(国土緑化推進機構にあっては三の規定により交付される寄附金を含む。八において同じ。)に係る第五の二の(2)の交付金及び第六の二の(2)の交付金の交付先及び交付する額その他当該寄附金の使途別の金額を決定しようとするときは、あらかじめ、それぞれの運営協議会の意見を聴かなければならないこと。

(第二十条及び第二十二条において準用する第二十条関係)

八 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度に行った緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第五の二の(2)の交付金及び第六の二の(2)の交付金の交付を受けた者の氏名又は名称及び交付した額その他当該寄附金の使途別の金額を公告するとともに、都道府県緑化推進委員会にあっては都道府県知事に、国土緑化推進機構にあっては農林水産大臣に、これを届け出なければならないこと。(第二十一条及び第二十二条において準用する第二十一条関係)

九 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金についての国民の理解を深めるため、緑の募金による寄附金を用いて行われた森林整備等の成果に関する情報が提供されるように努めなければ

ならないこと。

(第二十三条関係)

第八 その他

一 農林水産省令への委任及び罰則に関し所要の規定を設けること。

(第二十五条及び第二十六条関係)

二 この法律は平成七年六月一日から施行すること。

(附則関係)